平成２１年（フ）第３４２７号
神奈川県藤沢市藤が岡１丁目８番24号102
債務者　高畑　光秀
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４５２号
横浜市磯子区森１丁目５番21―202号
債務者　奥山　康恵
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４５７号
横浜市中区本牧原31番27号　ハマポート101号室
債務者　関根佳志子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４６０号
神奈川県藤沢市石川４丁目33番地の７　シャトー湘南102号室
債務者　高平　和恵（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５１８号
横浜市緑区新治町1472番地１　ピューラーH・H101号
債務者　工藤　茂夫
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５４１号
横浜市港南区港南台２丁目１番３―707号
債務者　西尾　順子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６０５号
神奈川県大和市福田5511番地１　パークタウン206号
債務者　山田眞由美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７７号
神奈川県藤沢市白旗１丁目２番１―906号
債務者　齊藤　隆三
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１２３号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目10番13号　東寺尾ビレッジハイム505号
債務者　中島美知代
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２３０号
神奈川県大和市福田７丁目32番地１　モア・ステージ桜ケ丘308号
債務者　竹井　敏幸
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３９１号
横浜市戸塚区舞岡町122番地５　ブールヴァル舞岡206号
債務者　熊澤　聡子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４３０号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目23番48号
債務者　小川　直子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４７９号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目17番26号　サンハイツ香川201
債務者　櫻井万紀子（旧姓春田）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５号
岡山県津山市小原318番地４
債務者　城間　順治
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後２時
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１８７号
岡山県真庭市月田本374、住民票上の住所岡山県真庭市曲り693番地
債務者　柗尾　清美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午前10時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第２２１号
静岡県富士宮市上井出2374番地の32、前住所静岡県掛川市初馬199番地の２
債務者　佐藤　里佳
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部